



鳥取県公報

平成 26 年 1 月 17 日 (金)
号外第 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則(2)(治山砂防課)・・・・・・・・・・ 3

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県採石条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

社団法人鳥取県採石協会が一般社団法人に移行すること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 跡地防災保証を行う機関に一般社団法人鳥取県西部採石協会を加えるとともに社団法人鳥取県採石協会の名称を改める。
- (2) 以前に跡地防災保証を履行しなかった機関は、跡地防災保証を行う機関として適格性を欠くものとする等、所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 2 号

鳥取県採石条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県採石条例施行規則（平成16年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(跡地防災保証)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（<u>以前に跡地防災保証を履行しなかったこと、</u><u>破産手続開始の原因となる事実のあること等により、</u><u>跡地防災保証を行う機関として適当でない</u>と知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) <u>一般社団法人鳥取県採石協会</u></p> <p>(2) <u>一般社団法人鳥取県西部採石協会</u></p> <p>(3) <u>その他前 2 号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関</u></p> <p>2 略</p> <p>3 認可申請には、跡地防災保証を行う機関と締結した<u>契約書</u>の写しその他の<u>跡地防災保証</u>を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>様式第10号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">採 取 跡 地 整 理 計 画 その 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">跡地の防 災措置の 履行確保</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px dashed black;">保証 機関</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">一般社団法人鳥取県採石協会・ 一般社団法人鳥取県西部採石協 会・その他（ ）</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">その 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>注 略</p>	略	跡地の防 災措置の 履行確保	保証 機関	一般社団法人鳥取県採石協会・ 一般社団法人鳥取県西部採石協 会・その他（ ）	略	略	<p>(跡地防災保証)</p> <p>第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 4 号の規則で定める保証（以下「跡地防災保証」という。）は、次に掲げる機関（<u>債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でない</u>と知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) <u>社団法人鳥取県採石協会（昭和49年3月20日に社団法人鳥取県採石協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>その他前号に掲げる機関と同等の能力を有すると知事が認める機関</u></p> <p>2 略</p> <p>3 認可申請には、<u>当該跡地防災保証を行う機関と締結した保証の契約を証する書類</u>の写しその他の<u>当該保証</u>を受けていることが確認できる書類を添付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>様式第10号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">採 取 跡 地 整 理 計 画 その 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 15%;">跡地の防 災措置の 履行確保</td> <td style="width: 10%; border-left: 1px dashed black;">保証 機関</td> <td style="border-left: 1px dashed black;">社団法人 鳥取県採石協会（ 支部）・その他（ ）</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">その 2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p>注 略</p>	略	跡地の防 災措置の 履行確保	保証 機関	社団法人 鳥取県採石協会（ 支部）・その他（ ）	略	略
略													
跡地の防 災措置の 履行確保	保証 機関	一般社団法人鳥取県採石協会・ 一般社団法人鳥取県西部採石協 会・その他（ ）											
略													
略													
略													
跡地の防 災措置の 履行確保	保証 機関	社団法人 鳥取県採石協会（ 支部）・その他（ ）											
略													
略													

添付書類 略

添付書類 略

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。